

<応募演題に関する倫理と利益相反に関する注意 >

- ヘルシンキ宣言等（倫理的な配慮）に沿った研究であることを確認し、プライバシーの侵害や人体に影響を与える研究に関しては、説明と同意や個人情報の保護などの倫理的な配慮に関する記載をしてください。当学会の患者プライバシー保護に関する指針を遵守してください。
- 原則として厚生労働省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に従うものとします。
- 必ず登録時に指定された箇所に倫理に関する記載をしてください。記述がない場合には登録できません。所属が分からないように記載してください。
- 演者の所属する機関の倫理委員会等で承認された研究である場合には、承認番号を記載してください。
- 研究倫理委員会及びそれに該当する機関がない場合は、当学会の研究倫理原則を計画段階から順守したうえで実施された研究を登録してください。
- 研究対象にとって不利となるような属性(人名、施設名等)を記載しないでください。
- 当学会の指定する利益相反（COI）規程に沿い開示をしてください。利益相反の可能性のある事項(寄付金など)がある場合、研究助成がある場合はその旨を指定されている項に記載してください。

上記については、すべて筆頭演者の自己責任において登録を行ってください。

以下 記載例（参考）

例1：研究倫理委員会がある場合

本研究（報告）にあたりヘルシンキ宣言に沿い、対象者には研究の趣旨を説明し同意を得た。また、倫理的配慮に関して厚生労働省等による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に従い、当施設の研究倫理委員会の承認を得たうえで実施した。

例2：研究倫理委員会がない場合（1）

本研究（報告）にあたりヘルシンキ宣言に沿い、対象者には研究の趣旨を説明し同意を得た。また、倫理的配慮に関して厚生労働省等による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関

する倫理指針」に従い、当施設の承認を得たうえで実施した。

例3 研究倫理委員会がない場合(2)

本研究(報告)にあたりヘルシンキ宣言に沿い、対象者には研究の趣旨を説明し同意を得た。また、倫理的配慮に関して厚生労働省等による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に従い、当施設の承認を得たうえで実施した。

研究の計画、実施に関しては、中国ブロック理学療法士学会の研究倫理原則を遵守した。

(令和 4 年 11 月 25 日改訂)